

(区分法)招集手続の省略 H20-15-2 <<#366>>

【問】 正誤をつけよ。

集会は、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

【答え】 誤り

<<ポイント1>> 招集手続の省略

集会は、区分所有者**全員の同意**があるときは、**招集の手続きを経ないで開くことができる。**
(区分法 36 条)

<<ポイント2>> 招集の通知

集会の招集の通知は、会日より少なくとも**1週間前**に、会議の目的たる事項を示して、各区分所有者に**発しなければならない**。ただし、この期間は、**規約で伸縮することができる**。(区分法 35 条 1 項)